

学校での健康管理について

1 定期健康診断

(1) 目的

病気や異常がないかを「調べる」ためや、身体の成長の様子を「知る」ため、体や心の健康について「学ぶ」ためにあります。学校生活を安全に、健康に、過ごすための非常に大切な行事の一つです。

(2) 時期

通常4月から6月30日までに実施します。詳しい日程については、入学後にお知らせします。

(3) 内容

- ① 発育測定 …身長・体重（4月・9月・1月に実施）
- ② からだの働き…視力・聴力
- ③ 疾病・異常 …内科検診（四肢・皮膚・栄養状態含む）・結核検診・
歯科検診・眼科検診（1年生のみ立体視）・耳鼻科検診・心臓（1年生のみ心電図）・尿検査（腎臓）

(4) 結果

- ① 発育測定 …健康カードでお知らせします。健康カードは卒業まで6年間使用します。
- ② からだの働き…視力・聴力は、異常があれば、「健康診断のお知らせ」を配布します。異常がなければ、健康カードでお知らせします。
- ③ 疾病・異常 …異常があれば、速やかに結果をお知らせします。異常がなければ、健康カードでお知らせします。歯科については、全員に結果を配布します。

<お願い>

入学式に配布する内科検診（運動器）・結核検診・耳鼻科検診・心臓検診の問診票への正確な記入と提出にご協力ください。また、その他にも、健康調査票があります。提出物が大変多くなっております。お子様の健康状態を知る大切な資料になりますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

2 「学校感染症」

学校は、児童生徒等が集団生活を営む場であるため、感染症が発生した場合は、感染が拡大しやすく、教育活動にも大きな影響を及ぼすことがあります。そのため、学校保健安全法では、感染症の予防のため、出席停止等の措置を講じることとされています。（出席停止は欠席扱いにはなりません）

(1) 登校許可証 (医師記載)

町田市では、11疾患についてのみ、「登校許可証」の発行を、町田市医師会と委託契約し、公費負担で実施しています。用紙(3枚綴り)は保健室にあります。必要の際にお声掛けください。

登校許可証 (見本)

学校長 様	
学校名 町田市立	小学校
	中学校
児童生徒氏名	(年 組)
疾患名 (該当のものに○) 発症日:	年 日
1. 百日咳	7. 結核
2. 麻疹 (はしか)	8. 髄膜炎菌性髄膜炎
3. 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	9. 流行性角結膜炎
4. 風疹 (三日ばしか)	10. 急性出血性結膜炎
5. 水痘 (水ぼうそう)	11. 溶連菌感染症
6. 咽頭結膜熱 (プール熱)	
上記のものは症状も回復し集団生活に支障がない状態になったので 月 日	
より登校可能と判断します。 年 月 日	
医療機関名	
医師名	印

(2) 罹患届 (保護者記載)

インフルエンザ・感染性胃腸炎・手足口病・マイコプラズマ感染症・その他の感染症につきましては、本校では下記の用紙を使用しています。流行期には、全員に配布しますが、ホームページからもダウンロードすることができます。

罹患届 (見本)	
	年 月 日
南大谷小学校長様	
下記の期間、【 _____ 】病院・医院・クリニックで、 【インフルエンザ () 型・感染性胃腸炎・手足口病・マイコプラズマ感 染症・その他 ()】 *該当する疾病に○をつけてください。 と診断されましたので報告します。	
罹患期間	月 日 ~ 月 日
	年 組 児童氏名 _____
	保護者名 _____ (印)
※この罹患届に医師の証明書は必要ありません。	

3 保健室での対応

(1) けが

- ① 保健室で行う手当は、保護者や医療機関に引き渡すまでの応急処置です。そのため、処置は初回のみで、原則継続的な処置は行いません。
- ② 医療を必要とするようなけがの時は、ご家庭へ連絡しますので、その際には健康保険証をご持参の上、学校または医療機関へお越しく下さい。

(2) 病気

- ① 保健室での休養は、回復の見込みがある場合（原則1時間）のみです。休養しても、気分が優れない場合や、解熱しない場合は、ご家庭へ連絡しますので、速やかなお迎えにご協力ください。
- ② 体調不良時には、1人で下校させることはできません。
- ③ 児童へ、市販薬を投与することはありません。

(3) 嘔吐・排泄の失敗等

嘔吐・排泄の失敗等で衣服が汚れたときは、保健室の衣服や下着をお貸しします。衣服は洗濯をして、下着は同じサイズの新品のものをご返却ください。なお、汚れてしまった衣服や下着は、学校では感染症予防の観点から、洗濯せず、そのままビニール袋等に入れてお返しします。ご理解の程よろしくお願いたします。

<お願い>

緊急時に確実に連絡がとれる連絡先を4月に配布いたします「健康調査票」へご記入ください。途中から勤務先や携帯電話を変更されたときには、速やかに担任までお知らせください。

4 学校保険について

(1) 日本スポーツ振興センター災害給付制度

学校管理下（各教科の授業中や学校行事（運動会、遠足、修学旅行等）、部活動などの課外活動中、休憩時間中などのほか、登下校中）における児童の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して、災害共済給付（医療費、障害見舞金、死亡見舞金の支給）を行うための保障制度です。町田市が掛け金を負担し、全員の加入手続きをしています。

- 対象者：本校に在籍する児童全員（日本スポーツ振興センター法に基づく）
- 支給対象：学校管理下における児童の災害において、病院等で治療を受け、自己負担額（保健証使用で3割）での支払いが合計1500円以上（保険点数500点）となる場合。
- 支給額：医療費の4割（内1割は見舞金）

*書類の提出によって保険金の支払いが確定するということではありません。

*受傷の状況によっては、支給されないこともあります。

*まちともや学童でのけが等については、学校から学童まで、学童から自宅まで対象になりますが、保育中は対象外となります。

(2) 「全国市長会」学校災害補償保険

町田市教育委員会では、小・中学校の子どもたちの学校管理下での負傷等に対する医療費等が支給されるよう独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。さらに、保護者の負担を軽減するため、日本スポーツ振興センターの上乗せの保険となる「全国市長会」学校災害補償保険に加入しています。この保険は、「全国市長会」が保険契約者となり、一括して保険会社と契約をむすんでいるため、町田市が掛け金を負担し、全員の加入手続きをしています。

- 対象者 : 本校に在籍する児童全員
- 支給対象 : 医療費の額にかかわらず事故の日から180日以内の入院（1日以上のもの）。*通院のみは対象外
- 支給額 : ①死亡補償保険金額 →100万円
②後遺障害補償保険金額 →4～100万円
③入院保障保険金額 →入院日数に応じて1～5万円

- *書類の提出によって保険金の支払いが確定するということではありません。
- *故意・病気・地震・変乱暴動などによる事故は対象外。また、継続的に負荷がかかり発症した場合も対象となりません。
- *まちともや学童でのけが等については、学校から学童まで、学童から自宅までは対象になりますが、保育中は対象外です。
- *保険会社から、医師の診断書の提出を求められる場合がありますが、その際の文書料は保護者負担となります。

☆学校保険について☆
詳しくは、別紙プリントにてご確認ください。